令和7年4月1日から窓口が変わります

● <u>館山消防署</u>・<u>鴨川消防署</u>が所管している防火対象物の<u>予防に係る事務</u>については、全て<u>消防</u>
本部予防課へ窓口が変更となります。

【現行】

- 300㎡以上の特定防火対象物・・・消防本部予防課
- 上記以外 • 館山消防署 鴨川消防署

【令和7年4月1日以降】

全ての防火対象物・・・消防本部予防課

≪予防に係る事務≫

- ・ 消防同意に関する事項
- 消防用設備等に関する事項
- 防火対象物の新築及び増改築等に関する事項
- 防火管理に関する事項
- 打合せ等については、原則予約制となります。

下記担当連絡先にお問い合わせいただき、日時の調整をお願いします。

鴨川消防署での打合せも可能ですので、担当者と調整をお願いします。

≪担当連絡先≫

消防本部予防課予防係 0470-22-2235

- **自衛消防訓練通知書・消防用設備等点検結果報告書**については、最寄りの消防署等(分署・ 分遣所含む)で受付及び副本の返却が可能となります。
- 防火対象物に係る各種届出の宛名については、全て消防長宛となりますのでご注意ください。

《記載例》 安房郡市広域市町村圏事務組合 消 防 長